

リサイクル燃料貯蔵株式会社	
提出日	2022年3月2日
管理表No.	0209-82 改訂00

項目	コメント内容
自然現象等 (第9条)	・(落雷) 落雷について、別添 I P18 (1.7.1(1)g) (PDF25)の「変更後」の記載において、既認可の記載から何が追加されたのか読みにくい。具体的に何を追加しているのか説明すること。

(回 答)

- ・事業許可との整合の観点から、設工認分割第1回時の基本設計方針の内容に、評価結果に関する記載を追記し設工認分割第2回申請している。追記に関する考え方は、設工認分割第1回時の補足説明資料(設1-補-011-01改2\_自然現象等による損傷防止に関する基本方針)にて、設工認分割第1回分の記載が十分であることの説明として記載している(添付1のとおり)。

以上

第3-1表 第1回設工認の説明範囲の妥当性（基本設計方針，要目表）

	第1回設工認（要約）	第2回設工認で追加する事項の概要	第1回申請範囲の妥当性
自然現象等 （全体）	<p>【自然現象】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>考慮すべき事象の抽出（評価に当たっては過去の観測記録等を考慮すること）</li> <li>抽出した事象の組合せ結果とそれらの重畳による評価方針</li> <li>組合せで考慮する具体的数値</li> </ul> <p>【人為事象】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>基準規則要求を踏まえた検討を要する事象及び敷地や施設の状態から，設計上考慮不要である旨の説明（外部火災を除く）</li> </ul> <p>【外部事象防護施設】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>以上の事象から防護すべき施設に関すること（各事象で説明）</li> </ul>	<p>【自然現象】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>考慮すべき事象である落雷に対し，避雷対策を施した施設内に金属キャスクを貯蔵することで金属キャスクの基本的安全機能を損なうおそれはない旨，評価結果として追記</li> <li>外部事象防護施設の設計条件を設定するにあたり，考慮すべき具体的数値を追記</li> </ul> <p>【人為事象】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>追記事項なし</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「落雷」については，第1回設工認にて，考慮すべき事象として抽出し，対策として避雷設備を設けることを説明している。第2回設工認では，避雷設備の設置により，当該回次の申請対象である金属キャスクの基本的安全機能に影響がない旨を評価結果として追記するもので，第1回設工認の電気設備の説明には不要である。</li> <li>第1回設工認では，設計条件を設定するに当たり，過去の観測記録等を考慮する旨方針を記載しており，具体的数値は，第2回設工認の対象施設である外部事象防護施設の評価において必要な内容であることから，第1回設工認の対象施設である電気設備の説明には不要である。</li> </ul>
竜巻	<ul style="list-style-type: none"> <li>外部事象防護施設は最大風速 100m/s の竜巻による設計荷重に対し基本的安全機能を損なうおそれのない設計とすること</li> <li>設計荷重設定に当たって考慮する具体的数値</li> <li>金属キャスクは使用済燃料貯蔵建屋内に収納することで，同建屋が外殻として機能すること</li> <li>外部事象防護施設の使用済燃料貯蔵建屋が，構造健全性を維持することで，基本的安全機能を損なうおそれのない設計とすること</li> <li>竜巻随伴事象や飛来物の影響を考慮した設計とすること</li> </ul>	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>施設共通の設計方針として必要な概要を記載している（当初第2回申請分としていた内容は，第1回申請のいずれかの項目に盛り込む）。</li> </ul>
火山（降下火 砕物）	<ul style="list-style-type: none"> <li>火山（降下火砕物）の影響に対し，外部事象防護施設の使用済燃料貯蔵建屋及び金属キャスクが，基本的安全機能を損なうおそれのない設計とすること</li> <li>設計荷重設定に当たって考慮する具体的数値</li> </ul>	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>施設共通の設計方針として必要な概要を記載している（当初第2回申請分としていた内容は，第1回申請のいずれかの項目に盛り込む）。</li> </ul>
外部火災	<ul style="list-style-type: none"> <li>外部火災評価においては，想定される最も厳しい火災を評価対象とすること。</li> <li>幅 22m の防火帯の設置等の対策により外部事象防護施設の基本的安全機能を損なわないこと。</li> <li>敷地内の火災源に対する設計方針</li> <li>敷地外の火災源（近隣産業施設等）に対する設計方針</li> <li>火災による二次的影響や火災の重畳についても考慮すること。</li> <li>敷地外の火災源についても考慮すること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>金属キャスクについて，外部火災の影響を評価し許容温度を満足する設計とすることを追記</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>施設共通の設計方針として必要な概要を記載している。</li> </ul>